

＜審議会の概要＞

- ・ 内閣総理大臣が任命する民間公益活動に関して優れた識見を有する委員から構成される組織。
- ・ 基本方針、基本計画の審議や、民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、内閣総理大臣に勧告するなどの役割を担う。
- ・ 委員は、民間公益活動に関して優れた識見を有する者10名以内で構成され、任期は2年。

(参考) 審議会の事務(法第35条第2項)

- ① 「公益に資する3つの活動に準ずるもの」として内閣府令で定める、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くこと。
- ② 内閣総理大臣が「基本方針」を定める、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くこと。
- ③ 内閣総理大臣が「基本計画」を定める、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くこと。
- ④ 内閣総理大臣が、指定活用団体が作成する「事業計画及び収支予算」を認可しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くこと。
- ⑤ その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- ⑥ 民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告すること。

(内閣総理大臣の権限のうち、審議会での意見聴取を要さない事項)

- 指定活用団体の指定、○指定活用団体が策定する民間公益活動促進業務規程の認可及び変更命令、
- 指定活用団体の役員を選任及び解任の認可、○指定活用団体の業務の休廃止の許可 等